

大通達甲（刑）第9号
令和4年12月28日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

刑事部鑑識課長 殿

大分県警察本部長

鑑識鑑定官運用要綱の改正について（通達）

鑑識鑑定官については、「大分県警察鑑識鑑定官運用要綱の制定について」（平成27年7月27日付け大通達甲（刑）第6号）により運用しているところであるが、この度、鑑識鑑定官の指定解除事由の見直しに伴い、別添のとおり「鑑識鑑定官運用要綱」を改正し、令和5年1月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（鑑識課企画係）

別添

鑑識鑑定官運用要綱

第1 目的

この要綱は、指紋（掌紋を含む。以下同じ。）及び足痕跡の対照及び鑑定並びに写真の鑑定（以下「鑑定等」という。）を行う専門的な技能又は知識を有する職員を鑑識鑑定官として指定することにより、その職責を自覚させ、鑑定等に関する専門的知識の向上を図り、もって公判に的確に対応するち密な鑑定業務及び後継者の育成を推進することを目的とする。

第2 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、主任鑑定官、鑑定官及び鑑定員とする。

第3 鑑識鑑定官の任務

鑑識鑑定官の任務は次のとおりとする。

- (1) 鑑定等及び鑑識等を行った結果を記載した書面（以下「鑑定書」という。）の作成
- (2) 自らが作成した鑑定書等に係る公判対応
- (3) 後継者の育成

第4 鑑識鑑定官の指定及び指定解除

1 鑑識鑑定官の指定

鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長が推薦した者の中から警察本部長が指定するものとする。この場合においては、当該鑑識鑑定官に鑑識鑑定官指定・指定解除通知書（第1号様式）を交付するものとする。

2 刑事部鑑識課長の推薦

刑事部鑑識課長は、刑事部鑑識課の職員の中から、次に掲げる鑑識鑑定官の種別に応じ、それぞれに掲げる基準のいずれにも該当する者を鑑識鑑定官指定推薦・指定解除上申書（第2号様式）により警察本部長に推薦するものとする。

(1) 主任鑑定官

技能指導官（大分県警察技能指導官に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第8号）第1条の技能指導官をいう。）として指定された者（専門的技能等の種別が「鑑識・鑑定」の技能指導官に限る。）

(2) 鑑定官

ア 通算して10年以上の、指紋の対照及び鑑定、足痕跡の対照及び鑑定又は写真の鑑定に関する実務経験（後記(3)アにおいて「実務経験」という。）を有する者

イ 警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員専攻科の課程を修了している者

(3) 鑑定員

ア 通算して5年以上の実務経験を有する者

イ 警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員現任科の課程を修了している者

3 鑑識鑑定官の指定解除

(1) 警察本部長は、鑑識鑑定官がその適格性を欠くと認めるときは、鑑識鑑定官の指定を解除することができる。この場合においては、当該指定を解除した職員に鑑識鑑定官指定・指定解除通知書を交付するものとする。

(2) 鑑識鑑定官が退職したときは、鑑識鑑定官の指定を解除されたものとみなす。

4 刑事部鑑識課長の上申

刑事部鑑識課長は、鑑識鑑定官が病気その他の理由により、その適格性を欠くと認められるときは、鑑識鑑定官指定推薦・指定解除上申書により警部本部長に鑑識鑑定官の指定の解除を上申するものとする。

5 鑑識鑑定官名簿

刑事部鑑識課長は、鑑識鑑定官が指定され、又は指定が解除されたときは、鑑識鑑定官名簿（第3号様式）に必要事項を記載するものとする。

第5 指導及び教養

刑事部鑑識課長は、鑑識鑑定官に対し、必要な指導及び教養を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

鑑識鑑定官指定・指定解除通知書

所属名		(現官職)	
階級		氏名	
(通知内容)			
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大分県警察本部長 警視長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

大分県警察本部長 殿

刑事部鑑識課長

鑑識鑑定官指定推薦・指定解除上申書

種 別		区 分	
職員番号		ふりがな	年 月 日生(歳)
階 級		氏 名	
職 名		生年月日	
採用年月日	年 月 日		
現階級昇任年月日	年 月 日		
現係配置年月日	年 月 日		
鑑定業務の経験	年 月		
研修等の履歴			
上申理由			
備 考			

